



# お知らせ！外国人留学生の

## 医療補助制度が変わります。

留学生は国民健康保険に加入することになっています。国民健康保険に加入すると、収入に応じて保険料を支払うこととなります。しかし、国民健康保険は病気や怪我をして医療機関で治療を受けた場合、治療費の70%を保険で支払われ、残り30%の負担ですみます。

現在、留学生は、この30%の自己負担分を申請すると「外国人留学生医療補助制度」によって80%の補助が受けられます。

留学生支援センターへ2006年3月7日(火)以降の提出分より、この外国人留学生医療補助制度の補助率が80%から35%に引き下げられます。

2006年3月6日までに受けた治療費の提出は2006年3月6日までにしましょう。